



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: プラントベース食品について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第11講 第1～第6段
: 表示責任者 & 製造所所在地について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 加工と実質的な変更について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆平成3年8月20日に「プラントベース食品等の表示に関するQ&A」が消費者庁から公表されました。



■動物性原材料ではなく、植物由来の原材料を使用した食品があります。**プラントベース食品**は、植物由来の原材料を使用し、畜産物や水産物に似せて作られていることが特徴です。これまでに、大豆や小麦などから、「肉」、「卵」、「ミルク」、「バター」「チーズ」などの代替となる加工食品が製造・販売されています。

■例えば、「大豆肉」や「大豆から作ったハンバーグ」と表示されている加工食品には、
・ 全て植物由来の原材料であるもの ・ 一部の原材料や食品添加物に動物性由来のものが含まれているもの などが 있습니다。

購入時にはアレルギー表示に注意が必要な食品です。

プラントベース食品 (Plant-Based Food) とは

健康増進の観点から、**植物を多く摂り入れる**ことをコンセプトにした食品です。主要原材料は植物性ですが、乳や卵の原材料も使用できます。ただし、畜肉や魚介のエキスは少量でも使用されていません。

ビーガン食品 (Vegan Food) とは

宗教上の観点から、**動物をできるだけ摂らない**ことをコンセプトにした食品です。従って、乳製品や卵製品は原材料として使用不可です。

消費者庁HPの情報から作成

※続きは Page 1-2~3 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第11講 表示責任者と製造所所在地

第1段 表示責任者

一括表示には食品関連事業者の氏名又は名称と住所を表示する必要があります。表示基準別記様式にて「製造者」と記載されてある事項名です。ここで、食品関連事業者は食品表示法第2条において次のように定義されています。

「この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）

二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者」

と記載されています。

従って、食品の製造、加工、輸入や販売を業としている者が食品関連事業者になります。一括表示に表示すべき食品関連事業者は表示基準で「食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者」と規定されています。商品の表示に責任をもつ、いわゆる「表示責任者」を表示します。表示責任者は消費者がその商品に対する問合せ等を行うために必要な情報ですので、フリーダイヤル等の連絡先があればより親切です。

また、表示責任者は**1者**となりますが、フローズンチルド商品のように保存温度を変更する等部分的に表示の変更を行う場合は、その表示箇所に関しては、変更者が表示責任者になります。

表示することも認められています。

※続きはPage 2-2～5（会員）で記載しています。

■ 加工者とされる加工行為と、原産国となる実質的変更が行われた国において実質的な変更とされない行為、例えばバルクで仕入れたものを小分けするなど加工と実質的な変更でない行為の態様はよく似ています。

しかしながら、両者の行為は同じではありません。

加工食品における加工行為 ≠ 加工食品の製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為とはならない行為

両者の行為は判断する際の対象が各々異なります。

従って、その目的において行為自体の態様を適用して判断することになります。態様を同じものとして適用すると間違えてしまいます。

<加工行為で製した加工食品の場合>

- ①加工行為をしたものが表示責任者になる場合、一括表示内の食品関連事業者の氏名・名称の事項名は「加工者」になります。
- ②また、食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる加工が行われた場所の所在地と「加工者」の氏名・名称を表示します。

<加工食品の原産国を判断する場合>

- ①輸入された加工食品が国内で実質的な変更をもたらす行為をすれば国内で製造したとされ、実質的な変更をもたらす行為でなければ「国内製造」とはならない。

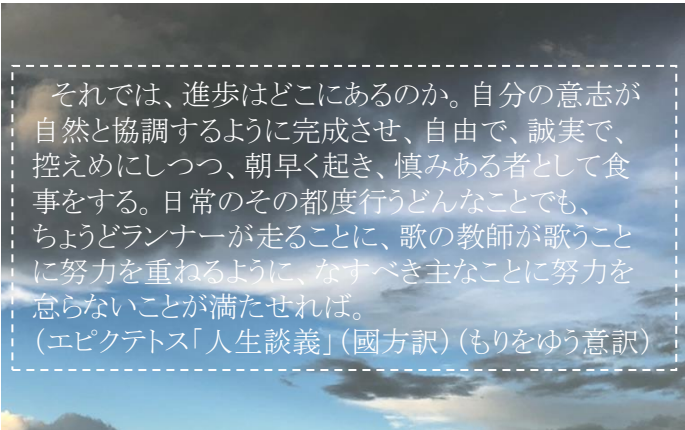
※ 解説はPage 3-2（会員）で記載しています。

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2021年(令和3年)も実務に役立つ情報発信をして参ります。

月刊 こう食品法令 【2021年 8月号】



それでは、進歩はどこにあるのか。自分の意志が自然と協調するように完成させ、自由で、誠実で、控えめにしつつ、朝早く起き、慎みある者として食事をする。日常のその都度行うどんなことでも、ちよどランナーが走ることに、歌の教師が歌うことに努力を重ねるように、なすべき主なことに努力を怠らないことが満たせれば。
(エピクテトス「人生談義」(國方訳) (もりをゆう意識))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。